

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年1月27日（平成28年（行情）諮問第47号）

答申日：平成28年7月7日（平成28年度（行情）答申第182号）

事件名：「平成27年度国家公務員採用総合職試験に係る官庁訪問の対応について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年6月29日付け人企第554号大臣官房人事課長依頼「平成27年度国家公務員採用総合職試験に係る官庁訪問の対応について」（ただし、法務省ホームページにおいて公表している別添1「面接カード」を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月18日付け法務省人企第601号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

資料1（添付資料略）のとおり、人物試験を実際に行う立場にある現職人事が書いた官庁訪問に関する書籍が毎年、市販されており、公務員試験受験生にとっては定番の面接等対策本となっている。

そのため、処分庁が不開示とした部分のすべてが不開示情報に該当するとは限らない。

（2）意見書

会計検査院は、異議申立人に対し、平成27年12月25日付の行政文書開示決定通知書（添付資料略）、会計検査院の平成27年度総合職官庁訪問実施計画を開示した（添付資料略）ところ、不開示部分は、本件対象文書の不開示部分よりも遥かに少なかった。

そのため、この観点からしても、本件対象文書の不開示部分のすべてが不開示情報に該当するとは限らない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件異議申立てに係る行政処分

本件異議申立てに係る行政処分は、平成27年6月29日付け人企第554号大臣官房人事課長依頼「平成27年度国家公務員採用総合職試験に係る官庁訪問の対応について」（ただし、法務省ホームページにおいて公表している別添1「面接カード」を除く。）の開示請求に対する部分開示決定である。

2 本件部分開示決定の理由

本件不開示情報には、採用候補者の選定手続及び採用面接時の事務手続要領並びに採用面接における評価項目、着眼点及び評価方法に係る事項が具体的に記録されているところ、これらの情報は、公にすることにより、職員を採用するに当たっての評価方法の一端が明らかとなり、官庁訪問者が当該評価方法に即した対応策を採ることなどにより、官庁訪問者の率直な評価を妨げ、適正な採用に支障が生じるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号二の不開示情報に該当することから、これらの情報が記録されている部分については不開示とした。

3 本件異議申立てに理由がないこと

異議申立人は、本件不開示情報について、毎年市販されている人物試験を実際に行う立場にある現職人事が書いた官庁訪問に関する書籍（大賀英徳「公務員試験 現職人事が書いた」シリーズ（実務教育出版）。以下「本件書籍」という。）によって既に明らかになっている情報もあることから、その全てが不開示情報に該当するとは限らない旨主張している。

しかしながら、本件書籍は、法務省の職員が関与して作成しているものではなく、また、その内容も官庁訪問における面接選考手続として一般的な事項を例示しているにすぎず、法務省における面接選考手続の具体的な手法を示したものではないため、本件書籍により本件不開示情報の内容は全く明らかとなっていない。

したがって、本件不開示情報の一部が本件書籍によって既に明らかになっているため当該部分を開示すべきとする主張は、失当である。

4 不開示を維持することが適当な理由

異議申立人の主張は理由がないものであるが、更に不開示を維持することが適当である理由としては、以下のとおりである。

(1) 本件不開示情報の一部が本件書籍によって既に明らかになっているとはいえないこと

国家公務員の総合職として採用されるためには、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験に合格し、その後、各府省等が実施する官庁訪

問において所要の面接選考手続を経て、内々定及び内定を得ることが必要となる。

当該官庁訪問については、「平成27年度大学等卒業予定者等の採用について」（平成27年2月25日付け各省庁人事担当課長会議申合せ）等に基づき、各府省等が一定のルールにのっとって実施されているものであるところ、具体的な面接選考手続については、当該ルールの範囲内で各府省等がそれぞれ独自にその内容を決定し、実施されているところである。

この点、本件書籍においては、官庁訪問における面接選考手続や採用面接時の質問事項等が記載されているところ、これらは一般的に想定し得る事項が例示されているにすぎず、法務省における面接選考手続が個別具体的に記載されているものではない。また、仮に本件書籍の記載内容のうち法務省における面接選考手続と一致する部分があったとしても、読者においては、官庁訪問の一般的な事項として示された内容が法務省における面接選考手続と一致しているか否かを判断することはできないため、そもそも、そのことをもって法務省における面接選考手続の一部が明らかになっているということとはできない。

したがって、本件書籍の記載内容が本件不開示情報の一部と一致しているか否かにかかわらず、本件書籍により本件不開示情報の一部が既に明らかになっているものとはいえない。

(2) 公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること

ア 本件不開示情報のうち、採用候補者の選定手続及び採用面接時の事務手続要領が記録されている部分については、公にすることにより、官庁訪問者が当該部分に記録された事項と実際に自分が受けた対応とを比較することにより、自ら可否を推測して、それに基づいて行動することも予想され、本来採用したい人物が志望を諦めるなど、行政機関側が意図しない事態が発生することにより、適切な採用事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

イ また、本件不開示情報のうち評価項目、着眼点及び評価方法に係る事項が記録されている部分については、公にすることにより、どのような基準により人物を評価しているかという行政機関側の対応状況が明らかになり、高い評価を得ようとする官庁訪問者が対策を講じ、行政機関の官庁訪問者に係る適性の正確な判断を困難にするおそれがある。

(3) 小結

以上のとおり、本件不開示情報を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示を維持することが適当である。

5 結論

本件不開示情報は、法務省における国家公務員総合職の採用活動を円滑に行うために独自に実施している内容が記録されているものであり、本件書籍によって既に明らかになっているものではなく、これらの情報を公にすることにより、法務省における公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号二に該当することから、本件部分開示決定は妥当である。

よって、異議申立人の主張は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| ① | 平成28年1月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月10日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月14日 | 委員の交代による所要の手続の実施並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年6月29日付け人企第554号大臣官房人事課長依頼「平成27年度国家公務員採用総合職試験に係る官庁訪問の対応について」（ただし、法務省ホームページにおいて公表している別添1「面接カード」を除く。）」である。

処分庁は、その一部を法5条6号二に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分を見分したところ、官庁訪問期間中の各クールごとの面接選考を通じての採用候補者の選定手続及び採用面接時の事務手続要領並びに採用面接における評価項目、着眼点及び評価方法に係る事項等が具体的に記載されていると認められる。そうすると、これらを公にした場合、職員を採用するに当たっての評価方法の一端が明らかとなり、被面接者に対し無用の混乱を生じさせ、また、被面接者が当該評価方法に即した対応策を採ることなどにより、被面接者に対する適切な評価を妨げ、適正な採用に支障が生じるなど、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号二の不開示情報に該当し、不開

示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

- (1) 異議申立人は、本件書籍が毎年、市販されており、公務員試験受験生にとっては定番の面接等対策本となっている旨主張するが、本件書籍は民間の発行者による独自の編集等に基づいて発行されるものであるから、そこに掲載された情報が直ちに本件不開示部分の公表慣行を基礎付けるものとはいえない。
- (2) また、異議申立人は、会計検査院が開示した平成27年度総合職官庁訪問実施計画の不開示部分は本件対象文書の不開示部分よりも遥かに少なかった等主張するが、諮問庁の説明によると、当該官庁訪問については、「平成27年度大学等卒業予定者等の採用について」（平成27年2月25日付け各省庁人事担当課長会議申合せ）等に基づき、各府省等が一定のルールにのっとって実施しているものであるところ、具体的な面接選考手続については、当該ルールの範囲内で各府省等が独自にその内容を決定し、実施しているとのことであるから、その内容に違いがあり得る以上、開示・不開示部分の範囲に異なる部分があることが不合理であるとはいえない。
- (3) 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号二に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号二に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史